

## 羽幌町教育委員会告示第2号

### 一般競争入札の公告について

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令第167条の6及び羽幌町契約規則第5条の規定により公告する。

令和6年3月21日

羽幌町教育委員会  
教育長 濱 野 孝

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 羽幌町立中央公民館清掃業務
- (2) 業務の場所 羽幌町立中央公民館（苫前郡羽幌町南6条2丁目16番地の1）
- (3) 業務の概要 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務の期間 令和6年5月1日から令和9年4月30日まで  
ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
- (5) 予定価格 非公開
- (6) 最低制限価格 設定していない。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のすべての要件を満たす法人であること。

- (1) 羽幌町物品購入等競争入札参加資格者名簿（令和5年～令和6年度）の大分類「11. 施設・設備等の維持管理に関する業務」、中分類「5. 清掃・伐採・害虫駆除業務」に登載されている者であること。
- (2) 過去2年の間に国、北海道及び羽幌町や他の地方公共団体と、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務を受託した実績があること。

#### 3 参加申請の手続き等

入札参加を希望する者は、「入札参加申込書」を申込期限までに提出しなければならない。なお、申込書を提出していない者は、入札に参加することができない。

- (1) 申込期限 令和6年4月1日（月） 17時30分まで
- (2) 提出先 羽幌町立中央公民館 社会教育課社会教育係

#### 4 入札の日時及び場所

- (1) 実施日時 令和6年4月11日(木) 13時30分
- (2) 実施場所 羽幌町役場 4階 第1会議室

#### 5 入札の方法

- (1) 郵便及び電報等による入札は認めない。
- (2) 有効な入札を行ったもののうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札にいたらないときは、直ちに出席者をもって再度入札を3回まで行い、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用し、随意契約に変更する。
- (5) 開札の結果、次の各号の一に該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者としがない場合がある。
  - ア 当該申込に係わる入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
- (6) 代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出すること。この場合において、入札書及び内訳書には入札参加者(委任者)と代理人の氏名を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

#### 6 無効入札

入札参加資格のない者及び虚偽の申請をした者の入札並びに次の各号の条件に違反した入札は無効とする。

- (1) 入札書の記載金額、その他入札要件が確認できない入札。
- (2) 入札書の記載金額の加除、訂正した入札。
- (3) 入札書に記名押印がない入札。
- (4) 入札者又はその代理人が同一事項について、二つ以上の入札をした時の入札。
- (5) 代理人が二人以上の者の代理をしていた入札。
- (6) 無権代理人がした入札。
- (7) その他入札に関し、不正な行為があった者のした入札。

#### 7 入札書記載金額

- (1) 入札書に記載する金額は、3年間の委託料の「総額」とする。また、入札額の

内訳として、令和6年度から令和9年度（年度の始期及び終期は、地方自治法第208条第1項の会計年度に準じる。）の各年度の見積額を記載すること。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税分に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を控除した金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金 免除する。

9 入札の辞退

- (1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により連絡すること。  
(2) 入札執行中にあつては、その旨を口頭により連絡すること。

10 前金払い 前払いはしない。

11 部分払い 部分払いはしない。

12 契約保証金 免除する。

13 問合せ先

〒078-4106 羽幌町南6条2丁目16番地の1（羽幌町立中央公民館内）  
羽幌町教育委員会 社会教育課 社会教育係  
電話 0164-62-1178、FAX 0164-62-1372